

社会福祉法人千葉県厚生事業団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉県厚生事業団（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいい、法人の評議員と併せて役員等という
- (2) 業務執行理事とは、法人理事のうち、常勤又はそれに準じる状況で、法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、非常勤かつ業務執行理事以外の者をいう
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として支給する金銭とする
- (5) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費とする

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、以下のとおりとする。ただし、法人の施設長を兼ねる役員には支給しない。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬は、別表1のとおりとし、それぞれ各年度の総額が100万円を超えない範囲で支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は、別表2のとおりとし、一人あたりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給する。
- 4 評議員の報酬は、別表2のとおりとし、一人あたりの各年度の総額が3万円を超えない範囲で支給する。

(旅費の額)

第4条 役員等の旅費の額は、別表3のとおりとする。ただし、法人の施設長を兼ねる役員には支給しない。

(報酬及び旅費の支給方法)

第5条 役員等の報酬及び旅費の支給方法は、理事会や評議員会等の出席、その他法人の職務を行った場合などすべてについて、その都度現金にて支給するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、理事長及び業務執行理事の報酬及び旅費の支給方法については以下のとおりとする。
 - (1) 理事会、評議員会、監事監査、施設長会議、外部研修出席等については、その都度現金にて報酬と旅費を支給する
 - (2) (1) 以外の業務の報酬及び旅費については、翌月10日までに支給する

- 3 前項第2号の報酬及び第3号の旅費は、現金または当該役員等の同意を得て、本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座への振込みにより支払うことができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認をもって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

理事長及び業務執行理事の報酬の額

役員等の区分	業務の種類	金 額 ※特に但し書きがない場合は 1回あたりの額
理事長	通常業務	1月あたり 50,000 円
	理事会、評議員会、監事監査	8,000 円
	施設長会議、その他の公式行事 出張研修等	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
業務執行理事	通常業務	勤務の状況に合わせて 理事会で設定する
	理事会、評議員会、監事監査	8,000 円
	施設長会議、その他の公式行事 出張研修	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)

別表 2

非常勤役員及び評議員の報酬の額

役員等の区分	業務の種類	金 額 ※特に但し書きがない場合は 1回あたりの額
非常勤役員 (理事・監事)	理事会、評議員会	8,000 円
	監事監査 (監事のみ)	16,000 円
	施設長会議、その他の公式行事 出張研修等	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
	それ以外	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
評議員	評議員会	8,000 円

別表 3

役員等の旅費の額

旅費の種別	費用の区分	金額 ※特に但し書きがない場合は 1回あたりの額
交通費	公共交通機関	実費
	自動車	15 円/km ※有料道路の利用が妥当と認められる場合は、移動経路として利用した区間の有料道路料金を併せて支給する
宿泊費		10,000 円 (1泊につき)

社会福祉法人千葉県厚生事業団
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉県厚生事業団（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいい、法人の評議員と併せて役員等という
- (2) 業務執行理事とは、法人理事のうち、常勤又はそれに準じる状況で、法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、非常勤かつ業務執行理事以外の者をいう
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として支給する金銭とする
- (5) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費とする

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、以下のとおりとする。ただし、法人の施設長を兼ねる役員には支給しない。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬は、別表1のとおりとし、それぞれ各年度の総額が100万円を超えない範囲で支給する。

(注) 定款21条（役員の報酬等）

理事又は監事に対して、評議員会にて別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
と規定されている。

なお、評議員の報酬は定款第8条において「年間3万円を超えない範囲で支給」と規定されている

(試算) 理事長年間試算

月報酬	: 5万円×12ヶ月	= 60万円
監事監査	: 8千円×1回	= 0.8万円
理事会	: 8千円×6回	= 4.8万円
施設長会議	: 4千円×6回	= 2.4万円
	合計	= 68万円

- 3 非常勤役員等の報酬は、別表2のとおりとし、一人あたりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給する。

(試算) 非常勤役員年間試算

監事監査	: 1.6万円×1回	=1.6万円	}	7.2万円
理事会	: 0.8万円×6回	=4.8万円		
施設長会議	: 0.4万円×6回	=2.4万円		

(旅費の額)

- 第4条 役員等の旅費の額は、別表3のとおりとする。ただし、法人の施設長を兼ねる役員には支給しない。

(報酬及び旅費の支給方法)

- 第5条 報酬及び旅費の支給方法は、理事会や評議員会等の出席やその他法人の職務を行った場合について、その都度支給するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、理事長及び業務執行理事の報酬及び旅費の支給方法については以下のとおりとする。
- (1) 理事会、評議員会、監事監査、外部研修出席については、その都度現金にて報酬と旅費を支給する
- (2) (1) 以外の業務の報酬については、月報酬として翌月10日までに支給する
- (3) (2) の旅費については、翌月10日までに支給する
- 3 前項第2号の報酬及び第3号の旅費は、現金または当該役員等の同意を得て、本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座への振込みにより支払うことができる。

(公表)

- 第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認をもって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

理事長及び業務執行理事の報酬の額

役員等の区分	業務の種類	金額 ※特に但し書きがない場合は 1回あたりの額
理事長	理事会、評議員会、監事監査	8,000 円
	出張研修	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
	それ以外	1月あたり 50,000 円
業務執行理事	理事会、評議員会、監事監査	8,000 円
	出張研修	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
	それ以外	勤務の実情に合わせて 理事長が設定する

別表 2

非常勤役員及び評議員の報酬の額

役員等の区分	業務の種類	金額 ※特に但し書きがない場合は 1回あたりの額
非常勤役員 (理事・監事)	理事会、評議員会	8,000 円
	監事監査	16,000 円
	出張研修	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
	それ以外	8,000 円 (半日程度の場合 4,000 円)
評議員	評議員会	8,000 円

別表 3

役員等の旅費の額

旅費の種別	費用の区分	金額 ※特に但し書きがない場合は 1回あたりの額
交通費	公共交通機関	実費
	自動車	15 円/km ※移動に一定以上の時間を要する など高速道路の利用が妥当と 認められる場合は高速道路料金を 併せて支給する
宿泊費		10,000 円 (1泊につき)